

件名	職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課人材マネジメント室
根拠法令等	<p>○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和6年法律第42号)</p> <p>○令和7年4月2日付け総務省通知「仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項(令和7年10月1日施行予定分)に係る条例(案)の改正予定事項の送付等について</p>
<p>【改正の概要】</p> <p>1 改正理由 仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を図るため、これらの条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>2 改正内容 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置に係る規定を新設する。</p> <p>【柔軟な働き方を実現するための措置】 「妊娠・出産等を申し出た職員」及び「3歳に満たない子を養育する職員」に対する個別の情報提供・意向確認・意向配慮等</p>	
施行日	令和7年10月1日
【その他参考事項】	